

【令和8年度 福祉施設・団体歳末たすけあい事業助成要領】

「歳末たすけあい事業」は、新潟県共同募金会の歳末たすけあい募金の助成金を受け、地域住民やボランティア、民生児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと、**歳末時期に誰もが安心して暮らすことができる地域づくり**を目的に福祉活動を実施するものです。

地域福祉の推進の為住民が主体となって行う福祉活動や、福祉施設が地域と協働で行う事業に、助成を行います。

ぜひ、この助成金を活用し、地域住民相互の交流の機会として、地域福祉を考える契機としていただきたいと思います。

1. 助成の対象となる事業

歳末時期に、福祉施設・団体が地域住民と協働して行う集合型の交流事業

事業メニュー（例）

- ・施設入所者・通所者と地域住民の参加による「福祉のつどい」「福祉懇談会」の開催など
お楽しみ会・映画上映会・講演会・餅つき大会・クリスマス会 等
- ・施設入所者・通所者などを中心に、児童からお年寄りまでが参加できる「交流イベント」の開催など
ゲーム大会、遊戯会、音楽会など一緒に楽しめるもの 等

2. 助成の対象となる団体及び実施範囲等

- (1) 実施主体 福祉施設・市民活動団体ほか（NPO 含む）
※企業立（株式会社、有限会社）等を除く
施設・団体の拠点が中央区にあり、活動の対象が主に中央区民であること。
- (2) 実施範囲 施設を中心とする近隣の自治会・町内会、または、小学校区程度の範囲を原則とする。
- (3) 対象者 施設入所者・通所者、地域自治会・町内会、福祉団体等とし、必ず地域住民の参加を含める。
- (4) 実施時期 令和8年11月10日（火）から令和9年1月31日（日）までとする。
（1事業のみ）

3. 助成金額

(1) 助成額

事業費総額の10分の9以内で、1施設につき60,000円以内。

ただし、事業予算の関係で多くの申請があった場合や、区全体の歳末たすけあい募金額が減少した場合は、助成額を調整させていただくことがあります。

（裏面へ）

- (2) **対象経費** 会場費、ボランティア行事用保険等の損害保険料、講師謝礼(1組当たり上限2万円)、食料費(1人当たり景品・手土産も含め1,000円以内)、消耗品費、その他事業費(賃借料、広報費、送迎費等)
- (3) **対象にならない経費** アルコール飲料(景品・手土産も含む)、金券、入浴料(入湯税)、備品、事前の打ち合わせに係る費用、活動者の日当
- (4) **助成の条件**
- ①事業を進める際は、地域住民の理解と協力が得られるように努めるとともに、ボランティアや地域住民が参加しやすい事業に組み立てること。
 - ②事業実施にあたり、案内文または町内回覧文書などに、必ず、**中央区社会福祉協議会の歳末たすけあい事業**の助成金を活用することを明記のうえ、広く地域に呼びかけることとし、会場内に同事業であることを表示すること。また、当日は歳末たすけあい募金の募金箱を設置すること。
 - ③ボランティア行事用保険等の損害保険への加入をお勧めします。
・ボランティア行事用保険の加入・お問い合わせ窓口は中央区社会福祉協議会です。

4. 助成までの流れ

- (1) 助成申請書(様式1)提出
提出期限：令和8年10月30日(金)
※提出期限厳守をお願いします。事情によりどうしても間に合わない場合は提出期限までにご連絡ください。
提出先：中央区社会福祉協議会
- (2) 申請書到着後、審査
- (3) 審査後、助成金交付決定通知・報告書(様式4)・簡易な組み立て式募金箱を送付
- (4) 事業実施
- (5) 事業実施後、速やかに報告書(様式2)を提出
- ・案内文書(チラシ)、当日のプログラム等
 - ・領収書やレシート一式(重ならないようA4用紙に貼ってください、コピー可)
 - ・当日の様子がわかる写真2・3枚(A4用紙に貼ってください、プリンター印刷可)
 - ・助成金振込の銀行通帳コピー(銀行・支店名・口座番号・口座名義のわかるもの)
※個人口座ではなく、団体口座にしてください。
 - ・事業当日集めていただいた募金は中央区社協にご連絡いただくか、ご持参ください。
- 提出期限：令和9年2月15日(月)
提出先：中央区社会福祉協議会
- (6) 審査後、助成金送金通知を送付
- (7) 助成金を送金(3月中旬予定)

<問い合わせ先>

中央区社会福祉協議会

TEL025-210-8720 FAX025-210-8722

担当：小林・柳